

鳥羽志摩記者クラブ
加盟報道機関 各位

令和 6年 12月 24日 (火)

【照会先】

鳥羽市総務課 防災危機管理室

担当： 澤田

TEL 0599-25-1118

相差旅館組合との災害時等における宿泊施設等の提供に係る協定書の締結について

- 概要 : 鳥羽市は、災害時等における宿泊施設等の提供に関して、相差旅館組合と協定を締結します。
これにより、市内に発生した地震その他による災害時において、相差旅館組合の組合員が所有する宿泊施設等を、避難場所及び避難所として利用することができるようになります。
- 日時 : 令和7年1月17日 (金) 11:00～11:30
- 場所 : 鳥羽市役所本庁舎2階 市長室 (鳥羽市鳥羽三丁目1番1号)